

第133回横浜市都市美対策審議会議事録	
議 題	議事1 横浜市景観計画等の変更について（審議） 議事2 都市デザイン50周年記念事業について（報告） 議事3 歴史を生かしたまちづくりビジョンの策定について（報告） 議事4 各部会の開催状況について（報告）
日 時	令和4年10月31日（月）午前9時45分から午後0時4分まで
開催場所	横浜市役所18階共用会議室みなと4・5
出席委員 （敬称略）	会場出席：西村幸夫、井上豊隆、大西晴之、国吉直行、真田純子、鈴木智恵子、関 和明、高村典子、矢澤夏子 リモート出席：野原 卓
欠席委員 （敬称略）	加茂紀和子、福岡孝則、山家京子
出席した 幹事・書記	幹 事：河岸茂樹（環境創造局長代理 政策調整部長） 山口 賢（建築局長代理 企画部長） 書 記：樹岡龍太郎（都市整備局企画部長） 神原 純（都市整備局地域まちづくり部長） 光田麻乃（都市整備局企画部都市デザイン室長） 白井正和（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関 係 者	議事1：奥村 創（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長） 議事2：土師朝子（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 議事3：渡辺荘子（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 議事4：土師朝子（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長）
開催形態	公開（傍聴者：4名）
決定事項	【議事1】本日の意見を踏まえ、引き続き法定手続を進めること。
議 事	1 開 会 （西村会長） それでは、まず会議の公開について、事務局から説明をお願いしたいと思います。 （光田書記） 本日の議事につきましては公開といたします。傍聴に当たりましては、お手元の傍聴に当たってのお願いを守っていただきますよう、傍聴される皆様のご理解・ご協力をどうぞお願いいたします。 2 議 事 （1）横浜市景観計画等の変更について（審議） （光田書記） 議事1の横浜市景観計画等の変更についてですが、本件は、景観計画の変更と都市景観協議地区の変更についてお諮りする案件です。まず、景観計画の変更については、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）第15条で「景観計画の策定・変更にあたり、横浜市都市美対策審議会の意見を聴くこと」と規定しております。また、都市景観協議地区についても、景観条例第6条で「都市景観協議地区の策定・変更にあたり、横浜市都市美対策審議会の意見を聴かなければならない」としていることから、このたび景観計画及び都市景観協議地区の変更の案を作成し、その内容についてお諮りするものです。詳細は担当の景観調整課より説明いたします。 （西村会長） それでは、議事1につきまして説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。 議事1について、担当課から説明を行った。 （西村会長） それでは、この説明につきまして、今日ご出席の委員の皆様で何かご意見等があればと思いますが、いかがでしょうか。国吉委員。 （国吉委員） 全体の枠組みとしてはよろしいかと思いますが、2つほど意見を申し上げたいと思います。まず、

資料1-1の38と39の市民意見についてです。これは全く対立するような意見で、街の景観を大事にして関内地区のよさを大事にしていくべきだということと、一方でイベント時はもっと自由にさせてほしいということと2つあって、今回の変更の案では、横浜としての特性を大事にしながら、あまり自由にすぎるといふわけにもいかないとの趣旨が伝わっていると思うので、この辺は横浜としては大事にすべきではないかと思って、確認のために言いました。

もう一つは、資料1-1の23です。エリアマネジメント活動とする範囲を広げるということで、街の景観などもまた魅力的にしていくという案です。横浜ではまだ実例はありませんが、渋谷では駅周辺の施設や高層建築物をエリアマネジメント組織が運営し、景観も含めて管理することを官民が連携し取り組んでいます。そして、その中の社会実験のひとつとして、高層ビルの壁面に通常の基準を超えるデジタルサイネージを設置し、それによる広告収入をエリアマネジメント組織の運営費用に充てるということを行政が容認している状態で、これがちょっと危ない傾向かなと思います。エリアマネジメントとして大事だから、それを運営するための資金として高層ビルにデジタルサイネージをどんどん入れていくのは街のにぎわいにもつながるから構わないという考え方になると、例えば渋谷でそれが可能ならば池袋でもやらせてほしいとか、どんどん広がっていく傾向が危惧されております。その辺を注視しながら、横浜もそういった方向に行かないような配慮もしておいたほうがいいかなと。景観計画にはそこまで書く必要はないですが、一応エリアマネジメント組織の活動は非常に大事ですし尊重したい部分ですが、一企業の経営資本が参画しておかしくなるといったことがないように、ちょっと厳しく運営してほしいと思いました。

(西村会長)

ご意見ということですが、そもそもの夜間景観形成ガイドラインではメリハリを意識することを方向性に掲げているということで、メリとハリがあるというのは具体的に何かということ、それが原則として7日以内や1日あたり10分というのを新たに景観計画で決めようとしているわけです。これが適切かと。適切であるとしても、ほかで動きがあるので注視していかないといけないというご意見だと思います。

ほかには何か。それでは、真田委員。その後、関委員。

(真田委員)

1つは質問で、資料1-1の39の市の見解として、「その上で市と協議を行い個別に調整を実施していきます」とありますが、この個別の調整が都市美対策審議会などに諮るのか、それとも市の中で事務的に行うのかということです。

あとは、先ほどの質問とも関連しますが、メリハリをつけるといってもやはり制限を緩和する規定ということではあるので、実際にどういう運用をしていて、本当にメリハリになっているのかとか、制度を変更したときにどういうことが起こったのかみたいなことは、ちゃんと調べて検証するようない機会があるといいかなと思いました。それは意見です。

(奥村係長)

まず、基準につきましては、原則7日以内または原則1日当たり10分以内となっております、では8日だったらどうなのかと、そこは多少バッファがあると思っています。7日や1日当たり10分を超えるものの全てを都市美対策審議会でご審議いただくということよりは、運用していく中で、まずは市の中で判断できる範囲はどれぐらいなのかというのを、協議を通じて実績を積み重ねていきたいと考えております。その積み重ねの中でいろいろ見えてくることもあろうかと思っておりますので、今後、運用について検証したいと思っております。

(西村会長)

よろしいでしょうか。我々審議会としてもどこかで検証に関わっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。それでは、関委員。

(関委員)

単純な質問で恐縮ですが、今のメリハリの話と関係する部分で、資料1-1の14、15にある「実施期間が原則として7日以内」というのは、年間7日以内ということでしょうか。それとも連続して実施する日数が7日以内ということですか。文言として、定義というか、どういう意味ですか。

(奥村係長)

原則7日以内または1日当たり10分以内としておりまして、1日当たり10分以内のほうは、1日10分以内であれば毎日365日やってもいいという考えでございます。1日10分以上やるものにつきましては、連続でやる場合は7日以内に抑えてほしいと。それであれば時間的なメリハリがつくのではないかということです。

(関委員)

連続する場合は7日以内、分かりました。主催者の人は、7日以内は1か月で7日なのか連続して7日なのか、いろいろ解釈が分かれてしまうとあれなので、その辺は確認してください。

それから、もう一点ありまして、これは質問というよりは意見ですが、みなとみらい21新港地区の変更内容で、赤レンガ倉庫とハンマーヘッドクレーンの特定照明についてです。ハンマーヘッドクレーンは鉄骨のシースルーの工作物ですが、このライトアップ手法、照明のやり方はどのようにして決められたのでしょうか。この写真にあるような感じが「個性を演出する照明」ということなのでしょうか。どんなことに配慮されているのか、ちょっと伺わせていただければと。

(奥村係長)

この写真にあるとおり、下から上に向かって照らすことでフレームが浮かび上がるような演出が望ましいと考えております。

(関委員)

そんなに大きなものではないですが、ふ頭の突端にあって、海側から結構よく見えるような工作物ですので、ライトアップすることはいいことだと思いますが、東京タワーとかエッフェル塔とか、ああいう鉄骨のマッシュではない、中が透けているものの細い軸状のところをうまく照らす工夫は他にもいろいろあると思うので、いろいろと試行されて、将来的にはより魅力が演出されるようなものを作っていただければと思います。

(西村会長)

ほかにいかがでしょうか。大西委員。

(大西委員)

メリハリをつけて、屋外での照明を実施するとか、そういうものは非常にいいなと私は考えているのですが、今のお話を伺うと建物が対象になっていて、現状でも桜木町駅前からの動く歩道であるとか、みなとみらい地区の中では立体的な回遊道だとか、また関内地区においても建物ではないものを照らすといったことが必ず出てくると思います。そういったものについては、今回変更する特定照明の内容は対象になるのか、それは建物ではないから対象にならないのかを伺いたいです。

(奥村係長)

協議の対象としては、条例に位置づけているものはあくまで歴史的建造物に限っております。ただ、それ以外の建物等は協議がないから何でもいいということではございませんので、夜間景観形成ガイドラインに示しているような魅力的な光のあり方とか、そういった内容はぜひ配慮していただけたらありがたいと思っております。あくまで条例に基づく協議の対象ではないですが、そのような場合も、照明の計画時に参考させていただくために夜間景観形成ガイドラインを策定しておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

(西村会長)

では、鈴木委員。

(鈴木委員)

夜間は横浜の違う魅力を見ていただきたいということで、いろいろやるのはとてもいいと思いますが、前回のヨルノヨのときに会場の近くに行きましたらすごく人が多くて、歩くのが怖く、波みたいなものができている感じだったんですね。韓国のハロウィンのこともありましたが、あまり人が多いと人の波にのまれてしまっているようで、夜間ライトアップしているところはきれいですけれども、歩くところがすごく暗いです。例えば、歩道で人の波の中でもし一人が転んだりしたら、若い方は平気で臨機に対応できるかもしれませんが、事故が起きかねないなど。前回のヨルノヨではきれいだと感じると同時に怖さも感じたので、安全性にも配慮して、演出としてのライトアップだけでなく、同時に歩行者動線の安全性の確保ということも考えていただくようなことにしないと、何かあったら大変なことになってしまいます。

(奥村係長)

おっしゃるとおり、日中のイベントと比べて夜間の点灯で暗いと余計な混乱を招くおそれがあるかと思しますので、人を集める以上は人の動線の誘導といったものもきちんとやっていただくことが我々も望ましいと考えております。

(西村会長)

資料1-1の7の方向性(3)にも、「安全・安心で快適な光による夜間の歩行環境」ということを挙げているので、そこもきちんとやってもらいたいということですよ。ほか、いかがでしょうか。野原委員。

(野原委員)

リモート参加なので現場の様子が見えておらず、一方通行で申し訳ないですが、よろしくお願ひします。全部で3点あります。1点目は、先ほども議論がございました資料1-1の14の期間と時間の話で、7日以内または1日あたり10分以内ということですが、これは事業者に向けて言っているのか、状態を指しているのか、何に向かって書いているのかが分かりませんでした。7日以内というのは年間なのかというお話がありましたけれども、要は違う事業者さんが順番にやれば実は365日できてしまうと言っているのか、その辺が分かりませんでした。あと、1日あたり10分以内だったら永続的にできますというお話でもあったのですが、もはや永続的にできてしまうとメリハリではないのではないかという気もしまして、そのあたりのメリハリの考え方と、これは誰に向かってというか、どこに向かって規定しているものなのかを整理しないと、状態を指しているのか、主体がやるべきものなのかというのが分かりませんでした。特に1イベント当たり7日以内で、順番にやればずっとできてしまうということになると、ユーザーとしてはどこがやっているかはもはや関係ないような気もするので、そのあたりは注意が要るのかなというのが1点目です。

2点目は、先ほど夜間景観形成ガイドラインのご説明がありましたが、この景観計画というもののやり取りの中でどこに位置づいているのかが分かりませんでしたので、ガイドラインがどのような位置づけになっているのか確認させていただきたいです。

それに関連して3点目として、これはコメントで、例えば金沢市とかが夜間景観に対してかなり積極的なアクションをしていると思いますが、その中ではアクションプログラムというのですか、ルールで規制したり制限するだけではなくて、具体的にそのエリアの夜間景観をどのようにつくっていくかという方向性も併せて示していると思います。横浜だと、今回の場合ですと夜間景観形成ガイドラインで示す方向性が一番それに近いかと思いますが、金沢市ではもうちょっと何をするかということに関して踏み込んで整理されている気もするので、その辺が出てくると、どうしてこういうことを認めていくことになるのかももう少し明快になるかと思ひます。言い方を変えると、それぞれのエリアがどんな夜間景観をつくっていくかとしているのかということに関しても示せるといいのではないかと思ひました。以上です。

(西村会長)

3点ありましたが、いかがでしょうか。

(奥村係長)

1つ目につきましては、資料1-4の新旧対照表(横浜市景観計画)の13ページを補足でご説明させていただきます。先ほどの7日以内、10分以内は状態を指しているのかのかどうかというところになります。考え方としては状態ということになります。関内地区全域の制限の<投影広告物>の規定(1)のAに、「投影期間を原則として7日以内とし、投影開始日については、同一区域における前回の投影期間終了日の翌日から起算して、前回の投影期間の5倍の日数を空ける場合」という規定を設けております。なので、例えばどこかの場所で投影を7日やる場合には、その場所でほかの事業者さんが何か投影する場合には、35日間空けないと原則できないという場所の縛りというか、それによってメリハリをつけることを今考えておりますので、基本的には年間何日というよりは、同じ場所で実施する場合はしばらく期間を空けるというルールでやっていきたいと考えております。

それから、ガイドラインの位置づけでございますが、資料1-1の5の関係図を使ってご説明させていただきます。夜間景観形成ガイドラインが右の紺色の部分になっておりますが、横浜市景観ビジョンの中の「景観をつくる10のポイント」のひとつに「街の個性を引き立たせる夜間景観」というのがもともとございまして、それを深度化したものが夜間景観形成ガイドラインでございます。“ガイドライン”というタイトルになっておりますが、夜間景観に関する方向性や方針、または配慮事項といったいろいろなことが盛り込まれており、それを景観のルールにも整合させる必要があるため、今回、図の左にある景観法に基づく横浜市景観計画と景観条例に基づく都市景観協議地区も変更するという内容でございます。位置づけとしては、横浜市景観ビジョンの下に深度化したもので、景観計画や都市景観協議地区と整合を図るものになります。以上です。

(西村会長)

3つ目はどうですか。アクションプログラムのような、もう少しエリアごとの全体の戦略みたいなものがあるか。

(奥村係長)

夜間景観形成ガイドラインを策定する上でも、地元まちづくり団体や事業者の皆様とさまざまな意見交換をさせていただいております。このエリアではこういうようにという具体的な話までにはなっ

いませんが、照明デザインの専門の方にお話を聞いた際には、今、野原委員からいただいたようなエリアごとの方針があるともっとよくなるというお話はあって、もう少し細かな方向性などをお示しできると、より魅力的なものにつながるのではないかと考えています。今後、機会を捉えながら、具体的にどういったことができるのかも含めて検討したいと考えております。

(西村会長)

いかがでしょうか、野原委員。

(野原委員)

夜間景観形成ガイドラインの位置づけは分かりましたので、具体的なエリアごとの方針が書かれているということをぜひ強調して発信していただければありがたいと思いました。1点目の期間と時間の話につきましては、先ほどの規定ですと5倍のところが一番クリティカルで、つまり年間でいうと6分の1がマックスですというのを規定している気がするのですが、そこも併せて発信しないといけないのかなと思いました。その辺もお願いできればと思います。

(西村会長)

ここは誤解がないようによくお願いしたいと思います。また、エリアごとのプランに関して言うと、ある意味、都心臨海部がまずこういうアクションプランをやるところだということが位置づけられているのだと思います。金沢市でも夜間景観をきちんと頑張るところは都心部で、地図で示されておりまして、それ以外のところはちょっと暗くしてくださいという話なので、まずはここからやるということは今回では明らかではないかと。

他に何か、よろしいでしょうか。全体として、この方向に関して大きな異論はなかったと。ただ、歩行者の安全性だとか、7日以内や一日あたり10分以内というのがどれぐらいの頻度であるのかとか、こうした戦略が市の中でどのように位置づけられていくのかというような将来計画などに関してご意見がありました。またこれがどういう形で進んでいくのかということに関して、審議会としても検証の場面にはいろいろ情報ももらいたいということもありましたので、そういうことに留意して続けていってほしいと思います。

(国吉委員)

先ほど野原委員からも話があったのですが、アクションプランといいますか、そういう意味で、夜間景観形成ガイドラインはどちらかというところとある程度フレームをかけて、これ以上は駄目ですというような制限をかけているわけで、主にイベント時の光の演出や建築物への光の当て方とか、そういう内容になっているわけです。先ほどの歩行者の安全性とかもあります。公共空間の光の演出みたいなものも、やはりメリハリをつけていく必要があると思います。その辺は禁止的ではなくて、それぞれの地区の魅力を向上するような、場合によってはアーティストが入ったり、そういうことも含めて、金沢市なんかメリハリをつけて、暗くしてぼんぼりのような和風の光を出すような演出をしたりとかいろいろありますけれども、地区ごとの公共空間を含めたトータルな演出を進めていくというのが一番大事なので、夜間景観形成ガイドラインだけが独り歩きしないような工夫をどこかでうたっておいたほうがいいかなと思います。

(西村会長)

事業者対応のところだけが今回変わっているので、本来やるべき必要なものがあるのではないかとということもあると思います。

全体として、そういう留意事項に配慮していただきながら、今日の意見を踏まえて法定手続を進めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(2) 都市デザイン50周年記念事業について (報告)

(西村会長)

次の議題は、都市デザイン50周年記念事業についてということで報告をお願いしたいと思います。

議事2について、事務局から説明を行った。

(西村会長)

それでは、委員の皆様方、何かご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。井上委員。

(井上委員)

最後のページにあったスケジュールの部分ですが、都市計画マスタープランとこれを合わせるとい

うのは、何かこのようにしていこうというイメージがもうおありだったら教えていただきたいと思えます。

(土師係長)

都市計画マスタープランは大きな都市計画の方針を定めるものになりますが、具体的なプロジェクトやまちづくりの方策みたいなものも合わせて想定しながら大きな方針を定めていくこととなります。その具体的な取組に関して、都市デザインのあり方検討と連携を図っていくことを考えています。

(井上委員)

ある程度都市マスの内容が見えていて、それを議論していただくという感じではないということですか。

(光田書記)

今、都市マスの議論と並行して進めておりまして、各々共有しながら、最終的には都市マスを確定するときにこちらでも確定していければと考えています。

(井上委員)

分かりました。ありがとうございます。

(西村会長)

ほかはいかがでしょうか。高村委員。

(高村委員)

このメンバーを公募するということだと思いますが、具体的な募集方法や告知方法について教えていただければと思います。恐らく市役所のホームページ等だと、マニアの方はご覧になっていると思いますが、広く市民に行き渡るかなというところが。たくさんの視点があったほうがいいと思うので、その辺を教えてください。

(土師係長)

想定しておりましたのがホームページ等での告知でございました。今頂いた意見を踏まえて少し告知の方法については検討させていただければと思います。

(西村会長)

関連して、ワークショップはどのぐらいの人数をイメージされていますか。

(土師係長)

想定としては全体で40名ほどです。1グループ8名程度を考えております。

(西村会長)

ほかはいかがでしょうか。

(国吉委員)

テーマが5つ書いてあって、これはこれでいいと思います。実は先週ずっと韓国に行っていて、国際会議に呼ばれてしゃべったり、また、幾つかの都市デザイン系の会議にも飛び入りで参加していました。日本も多分同じだと思いますが、結局一旦つくられた街をどのようにリノベーションしていくかという視点で、韓国も70年代につくられた街をどのように再生していくかという視点があって、それにいろいろなジャンルでどのように取り組んでいくかみたいな感じが根底的にあるわけです。だから、都市イノベーションという視点で、横浜と日本におけるこれからのリノベーションの課題をどのように捉えるかということで、その焦点をある程度絞った上で全般的にやるのか、それとも個別的にやるのかという、イノベーションの枠組みみたいなものをどこかで議論しておく場もあって、そこと連動しながら個別の戦略を練っていくようなこともあっていいかなという感じがあります。多分、それを考えた上で個別にされたと思いますが、横浜だけに限らず日本の都市の持っている課題とかそういうものも背負いながら、横浜は割と都市づくりをリードしてきた都市として、再度そういった議論を行う場がどこかにあってもいいのかもしれないなど、そんな感じがいたしました。

(西村会長)

今のリノベーションという視点で見るというのと、もう少しエリアをどのように考えるかみたいな。

(国吉委員)

そうですね。ですから、横浜がこれから50年というのをどういう視点で、50年かけて都市デザインもやってきたのですが、それを継続する部分と足りなかったところ、それから、街として50年間で定着してしまって、郊外が新たに変わっていかねばならない。それから、今いろいろなことでやっている活動を、韓国なんかでもどうやって新しい活動を生んでいくか、都市の課題みたいな、そういう

ものも含めた場としての都市としてのあり方とか、その辺の位置づけを総論的にどこかで言うておいたほうがいいかなという感じがします。

(西村会長)

なるほど。ここまでの50年間の、ある種の今の時点での見方みたいなものがあつたほうがいいのかということですね。

(国吉委員)

それで多分、足りなかったところも相当あるし、50年たった上に積み重ねなければならない新しい課題も見つかったとか、そういうことがあつて、横浜ならではのその辺の位置づけがあつたほうが、もう少し具体的があつて分かりやすいかなみたいな感じです。その辺の議論がどこかで、もう一つ別にあつてもいいのかなという感じがしました。

(西村会長)

それなりに50周年やったわけなので、その意味では、そこからの蓄積とどうつなぐかというところが一つあるかもしれませんね。

(国吉委員)

韓国なんかは相変わらずまだインフラをきちんとやらなければならないというところもあるし、同時にやっているのですが。

(西村会長)

ほか、いかがでしょう。それでは大西委員、それから鈴木委員の順で。

(大西委員)

テーマが5つばかり書いてあつた最後に人間中心のまちづくりということが書かれているわけですが、横浜市においても人口が合間で増えていたのが人口減少の傾向が出てきたということ、それから、日本全体で見ても、高学歴の働き手であるとか、一般の働き手にしても人手が足りないということで、何も経済成長を目的としているわけではありませんが、これからも外国人の、日本人だけで足りない部分の力というのは考えていかないといけないのではないかなと。そうすると、今だけかも分かりませんが、為替にしても円安なんかもあつて、待遇の面、生活面等でなかなか希望するような外国人が呼び込めない。そういう外国人が、横浜なら行って働いてみたいとか、勉強してみたいとか、そのためには、学校をはじめ医療や何かのこういうものは全部整備されているから日本でやはり横浜は魅力があるというような配慮がこれから必要なのではないかと。これは非常に個人的な意見ですがそういうふうを考えておりますので、人間中心のまちづくりの一部にも、何も外国人と日本人を差別するとかそういうことではなく、どちらかという、いかに外国人が見て横浜に魅力があるかというアピールも必要ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

(西村会長)

もうちょっとグローバルな視点もあつていいのではないかとのご意見だと思いますので、そこもメモしておいていただければと思います。重要だと思います。それでは、鈴木委員。

(鈴木委員)

未来会議の検討メンバー40名ほどを募集するということですが、これは個人での応募ということになりますか。

(土師係長)

はい、そうなります。

(鈴木委員)

基本的に個人でいろいろな意見を伺うのでいいと思いますが、例えば場所によってはURさんとか、大黒地区だと首都高とか、その場所場所で非常に影響力がある個人でない組織というか、そういうものがあると思います。民間の企業なんかもあるかもしれませんが、そういう人たち、そういうところと、全く個人で発言するのと、いろいろな意見が出るとは思います、そういう大きな組織とか影響力がある組織の方にも、難しいかもしれませんが入っていただいて、個人でどういうことをみんなが思っているとか、そういうことを聞いてもらうのも非常に大切です。個人でいろいろな意見を言い合つて、でも、最終的にそれは大きな組織と横浜市が後で調整してそっちのほうに流れてしまうというのでは——今までのことではなくて何か事があつたときですが——それではちょっと、個人としていろいろな意見を出した人も納得できないでしょう。だから、個人と横浜市だけではなく、そこに影響力がある組織なんかの人も入れ込んだほうが相互理解が進むし、話が早い場合もあるのではないかと思います。今までそういうことはやっていらっしやなかったかもしれませんが、そんなことも考えていただきたいと思っています。

(西村会長)

そこはステークホルダーの考え方がどうなのかという結構大きな問題ですが、どうでしょう。

(土師係長)

ありがとうございます。メンバーの募集に当たりましては、フラットに公募で募るほかに、横浜市の庁内の各部署からメンバーを募ると併せて、今ご指摘がありましたとおり、横浜のまちづくりに関わりの深い民間の事業者さんにも個人として参加してけれませんかというようなお声がけはしているかと思っております。

(西村会長)

今の鈴木委員のお話は、個人としてもいいけれども、組織としての意思決定もあるはずだから、そちらのほうはどうなっているのかということでもあると思いますが、そこはどのように。別のところで調整があるということですか。

(土師係長)

組織というよりも個人で参加していただくことによって、背景にふだんの事業というのがあります。いろいろと自由に豊かなアイデアが頂けるのではないかと思っております。

(西村会長)

ですから、それはそれとして分かるのですが、それ以外に大きな組織としての論理の中で動かなければいけない部分があるので、それは例えば都市マスか何かで調整するのか、どこかでそこの調整みたいなものが行われるのかという質問だと思います。

(光田書記)

今回は、様々な具体的なアイデアを出し合うところから、逆に目標とかあるべき姿を考えていこうというプロセスを考えていまして、そのアイデアの部分は各企業さん、事業者、団体さんの企画部門だとか、若手の方から個人として出していただきつつ、それを基にたたきを我々のほうでつくらせていただいて、また来年度以降、きちんと市民意見募集ですとか、そういったプロセス、手順を踏んでいきたいと思っておりますので、その段階で組織としてのご意見を頂き、協議していただきたいと思っています。

(西村会長)

むしろここではシーズを拾い出すということにかなり注力して、その先のおっしゃったような調整は、その後のプロセスで出てくるということなのではないでしょうか。

(光田書記)

はい。

(西村会長)

ほかに何か。真田委員。

(真田委員)

この未来会議そのもののイメージが多分、今の説明で共有されていないところがあるのかなと思います。今いろいろなところで、世界的にもこういうことをやられていると思うので、いろいろなタイプがあると思います。私が一つ、ちゃんと見たことがあるのは、EUで農業の政策を考えるに当たって将来どういう農業があり得るのかというのを、今考えられるものだけでなく、植物工場や培養肉とか、それを否定的に見るのではなくてそういうものもありますよねとか、福祉に利用する都市農業とかいろいろなものがある、12パターンの農家のあり方みたいなもの——それは自然環境に配慮するようなものもあれば施設農業もあって、矛盾するようなものも全部フラットに並べてあって、こういうのがあり得るからこういうことをカバーするような政策をやっていかなければいけないのではないかと、それは次の段階で政策を考えるのにバリエーションを出したという資料を読んだことがあります。そういうことを考えると非常に重要になってくるのは、スライドの6ページにある新たな潮流というところをいかに参加者にインプットして、どういう都市があり得るのかというのを、今こうだというふうにしてその参加者たちの知識で考えられることだけではなく、これからエネルギーがどうなっていくのかとか、仕事の形がどうなっていくのかというのを、かなり柔軟に考えてもらうことが必要になってくるのかなと思います。

あともう一つは、未来イメージを集めるという、その未来イメージをどこに設定するか。いわゆる都市の形みたいなものに設定するのか。私が読んだ資料みたいな、もうちょっと個人にフォーカスしたようなライフスタイルとしてどういう暮らし方があるのか。だからこそインフラはこうなるべきではないかというのはその後考えることという設定の仕方でもできると思うので、最終的に出す未来イメージの方向性というレベルみたいなものを、ちゃんとやりやすい形で設定したほうがいいのかと

思いました。

(西村会長)

非常に重要な指摘だと思います。恐らくそういうことを考えてこのように設定されているのでしようけど、今、真田委員がおっしゃったように、こちらからのインプットもある程度うまくやっていただいて、議論が広がって、イノベティブになるような工夫をぜひやってもらいたいということですよ。ありがとうございました。

ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。全体としては今のような、ここで多様な未来に関する視点がうまく出てくるような工夫をやってもらいたいというようなこと。それから、グローバルな視点や、募集方法も工夫しないとなかなかうまい議論にならないのではないかと。また、地区そのもの、全体像みたいなもの、エリアのリノベーション、そういうこともあり得るので、ここまでの50年間を総括して、その先が見えるような議論にしていきたい。恐らくは、ここまでの50周年で得られたことも、そうしたワークショップの中でインプットし続けられればいいと思いますが、そういう工夫をやっていただきたいというたくさんの意見が出ましたので、それを基に進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。関委員。

(関委員)

直接この未来会議でということではないのですが、50年後とかを考えて夢やイメージということであれば、一緒にやるのはなかなか難しいと思いますが、その頃に大人になっている子供たちが何らかの形で、サブでこの中で取り組めるようなことをやっていただけるといいかなと思います。前回の展覧会でも、模型に子供たちがすごく感動しているというか楽しんでいるというか、単純ですが、そういうことを喚起する機会もあったかなと。

(土師係長)

子供たちとやり取りをするチャンネルが年に幾度かございますので、そんなに多くはないですが、そういう機会を捉えてコミュニケーションを図りながら共有していければいいかなと思っています。

(西村会長)

よろしいでしょうか。

(鈴木委員)

一つよろしいですか。未来会議ですが、例えば今、各区でそれぞれ都市景観の担当者の方がいると思いますが、そちらはこのメンバーに入ってくるわけですよ。

(土師係長)

区の区政推進課を中心として声かけはしていきたいと思っています。

(鈴木委員)

区の実際の担当者に入ってもらわないと、それぞれの地区の実情も、市役所のほうだけではよく分からないところもありますし、区単位での意識レベルを高めるためにもぜひお願いしたいと思います。

(西村会長)

よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは、この件はこれで終わりたいと思います。

(3) 歴史を生かしたまちづくりビジョンの策定について (報告)

(西村会長)

それでは、次の議事に行きます。議事(3) 歴史を生かしたまちづくりビジョンの策定について、報告です。

議事3について、事務局から説明を行った。

(西村会長)

それでは、何かご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。高村委員。

(高村委員)

今、拝見して、これは私見になりますが、歴史を生かしたまちづくりで「まちづくり」と開かれているということは、街並みや景観だけではなくて、ここに人がいる、街の使い手がいるという前提でこの考え方があっていいと思います。特に第二次世界大戦後の建造物も今どんどん登録されているということで、そこには現に使っている方がいるわけで、街で活用されているものを残していきたいという

う考え方を、建物だけが単に残ればいいということではなくて、そこにいる使い手の人、生活者の人も一緒に街が継続していくようなことを考えていただけたらと思っています。

(西村会長)

それは、このFあたりのものがそういう事業者と関係あるということですよ。役所はビジネスで稼ぐ人たちとどう付き合うかみたいところは得意ではないわけです。ですから、そこをうまくやれるような仕組みを考えていくと。ほか、何かありますか。井上委員、どうぞ。

(井上委員)

アクションが誰に対するアクションかがちょっとよく分からなくて、多分、今ここで検討されている歴史的建造物の何となくのイメージが、所有者は行政の方とかだけではなくて、個人の方も結構いらっしゃるのかなど。では、個人の方に対するアクションは何で、例えば維持するためのアクションと、個人の方がお使いになりたいと思うときのアクションと、さっきの話ではないですが、稼ぎたいというか、そういうアクションとか、その辺の維持する者、アクションする者と主体と、主体も活用したいとなったら企業の方とかにお越しいただく、その人に対するアクションと、何となくいろいろなものが折り重なった言い方になっていてちょっと分かりづらかったので、その辺で今想定されていることがもしあれば教えていただければと。

(渡辺係長)

今、ご指摘いただいたようにアクションといっても様々あると思いますが、多分そういったところをこういったネットワークといいますか、個人の方が持ち切れなくなって、ご自分はそのにお住まいになっていない、でも、手放したくない、ではどうしたらいいかといったニーズですとか、また、行政もたくさん歴史的建造物を所有しておりますので、そこをどうやって財政的な負担を軽減しながら活用していくかですとか、課題はたくさんあるので、パートナーシップ制度みたいなものを組んで、それぞれの課題に応じたアクションを提示していけないかということで、恐らく今後、検討を進めていく中でパターン分けといいますか、いろいろ具体の課題をイメージしながら検討の深度を深めていくという形になってくると思います。

(光田書記)

ちょっと補足させていただきます。井上委員がおっしゃるとおり、今、課題の分析が分かりづらくなっているかなと考えていますので、ケースをもう少し明確にすることが必要かなと思っています。その上で各主体、誰が何をやるのか、何をすることを支援するのか、みたいなのをもう少し分かりやすく案としては提示していきたいと思っています。

(井上委員)

では、ここから作業ということですね。分かりました。

(西村会長)

ほか、いかがでしょうか。真田委員。

(真田委員)

前に横浜市のブラフ積の保全についての話でヒアリングを受けたことがあります。ブラフ積の保全で一番問題になるのは、宅盤の擁壁の基準とブラフ積が合わないということなので、課題のところには現行の法規との矛盾も入れたらいいのかなと思います。それをどうするかという解決策は全然私でも見えないのですが、擁壁で儲けるわけにもいかないからそこに企業がつくわけでもなく、どうやって守っていくのかというのはあれですけども、横浜市の今までの蓄積とかがいろいろあるので、ちゃんと研究をすれば法規を変えることもできるのではないかという気はしています。多分、すごく検討された上で決まっている法規ではなく、何となく空石積は弱いというところで決まっているのではないかと思うので、法規を変えることも含めて変えていくといいのかなと思います。取りあえず、課題のところにはそういうことも入れておいたほうがいいかなと思いました。

(西村会長)

現行法規との齟齬ですね。野原委員、ありますでしょうか。

(野原委員)

今の13ページ、私も同じ課題のことにに関してですが、今回初めてつくるわけではなくて、歴史を生かしたまちづくり要綱で今までずっとやってきたまちづくりの蓄積があると思うので、それ自身の評価も要るのかなと思っています。例えば市街地環境設計制度をうまく使いながら歴史的建造物を保全するとやってきたけれども、近年インセンティブが効きにくくなってしまって、それがうまくいかないことであるとか、様々な主体によって課題が異なることであるとか、あと、他部局になるかもしれませんが、創造都市施策の中で芸術不動産とか、いろいろなことをやりながら、違う形での保全はど

のように評価できるのかとか、今までやられてきたことそのものに対しての課題と評価できるところはたくさんあるのかなという気がしますので、そのあたりも入れた課題認識にできるといいのかなと思いました。

(西村会長)

これまでのこともきちんとレビューしてほしいということで、確かにそうですね。では、関委員。その後、鈴木委員。

(関委員)

アクションAというところで、歴史的風致維持向上計画とか国庫補助という、一つのアイデアという案が出ています。私は詳しく存じ上げなかったのですが、これは例えば、横浜だと山手の西洋館などが集積しているところで適用可能ではないかと思います。それから、先ほどの真田委員のブラフ積は山手にたくさんありますが、ああいう既存不適格というか、そういうものに対する、この場合は税制優遇なんかがありますけれども、法的な緩和なり、例外的にまた認めるみたいな、最小限の手を加えることで基本的にその歴史的景観を維持できるみたいな、その辺も課題かなと思っています。大変関心を持ちましたので、また後ほど機会があったら詳しく聞かせてください。

(西村会長)

今のお話は歴史的風致維持向上計画ですね。これは具体的に重点区域みたいなイメージが何かあるのでしょうか。関連ですけれどもいかがでしょう。

(渡辺係長)

重点区域の条件としまして、区域内に重要文化財が含まれることというのがございますので、横浜の場合、そこでかなりエリアが絞られてまいります。今想定しておりますのは関内や山手ですが、実際にそこで具体的な事業につながるようなものがないと区域設定の意味がないということもございまして、そういった全体を整理しながら具体的なラインを引いていきたいと考えております。

(西村会長)

鈴木委員の後に国吉委員。

(鈴木委員)

先にちょっと失礼いたします。今、関先生とか、この次、国吉さんもお話しになると思いますが、歴史を生かしたまちづくりということをもう35年ぐらい横浜市としてやっていますよね。私もその頃から一市民として横浜の歴史的建造物に興味を持っていろいろ本を書いたりしてきましたが、その頃は、例えば関内地区も今は日本大通りと馬車道ぐらいいしか残っていませんが、まだかなりたくさん民間で持っている歴史的建造物がありました。だから本も書けましたいろいろできたのですが、今、横浜が歴史を生かしたまちづくりをテーマに掲げることを、35～36年前のたくさんあった頃と同じような感じで世間に対して言っているのかどうか、私はすごく逡巡しているものがあります。もうこれだけ民間のものがなくなってしまって、歴史を生かしたまちづくりは、通り1本、2本、あと山手地区という感じでしか想定できない。この場合の歴史を生かしたというのは2つあると思いますが、近代建築とか西洋館といわれるクラシックなものと、さっき高村さんがおっしゃったように戦後の建築というのがあって、一般の市民の感じからすると、戦後の建築は現代建築と通ずるものがあるので、よほどそういうところに関心を持っている人以外は関心を持ちにくい面もあります。でも、いわゆる西洋館とか近代建築というのは見た目もきれいですし関心を持ちやすいのですが、それももうほとんどなくて、山手は割合早くいろいろ手当てをしたのである程度群として残って、それは横浜市の英断というか決断で買い取ったから残ったのであって、結局買い取らないとそういうものも残らない状況が一つあります。

生々しい話をしますと、北海道のにしん御殿が売りに出されたというのです。それは所有者の方が記念館をつくって一般に公開していたのですが、その方が亡くなって相続になった。相続者が何人かいて、市は今まで記念館として観光資産であったので買い取ることにしていたらしいのですが、値段が折り合わなかったのです。値段が折り合わなくて決裂してしまって、結局、売り急いだ相続者のうちの一人が不動産業者のネットか何かに売りますと出してしまって、それで問題になっているのを新聞の記事で見たのですが、そういうこともあります。また、歴史的資産調査会（ヨコハマヘリテージ）で年に何回かシンポジウムなどをやっていますが、そこに出た西洋館に住んでいる、たしか日吉の方が、いろいろ立派なお話はたくさん聞かせてもらったけれども、自分は今住んでいる西洋館を残したいので、横浜市さん、買い取ってもらえますかとみんなの前で言ったのです。そこまでせっぱ詰まっていて、自分も高齢なので、今どうにかしておかないともう絶対壊されてしまうということで、そういうふうに言ったら、横浜市のほうはそういう意向はないみたいなことをその場で言い

ました。その後どうなったか分かりませんが、景観としても「歴史を生かした」とつけるのは結構せっぱ詰まっているし、それには個々人とか民間企業の方が持っていられないということもあって、それだけせっぱ詰まった状態なので、今いろいろなパートナーシップとか、税金を使って残すとか、そういうことを早急に考えていただくのはすごく必要だと思っています。

市で歴史を生かしたまちづくりというのはどのくらい、例えば西洋館とかそういうものが残っていたら、それは確かに横浜市はそういうことをやっていると言えると思われていますか。100軒ぐらいもうなくなっていますよね。私が本に書いたのもみんななくなっていて、バツ、バツ、バツですよ。30年ぐらい前に書いたものがなくなっていて、その頃はそういう本も出せたと思います。例えばヘリテージさんなんかやっている近代建築の本はそこそこの厚みがあるものを出すことができたと思いますが、今となっては、残っているものを見たら少ししかないので、すごく薄いものにならざるを得ないような状況です。今までやってきたことにはもちろん意義がありますが、歴史を生かしたまちづくりに対する市としての根本的なお考えを聞きたいということと、そういう現状を踏まえてこれからどのようにしていこうかということを知りたいと思います。この場では伺えないかもしれませんが、根本のところは私は崩れてしまっている感じがします。

例えば日本大通りの旧三井物産横浜支店ビルがありますが、あの裏の倉庫は非常に価値があったにもかかわらず、民間の所有だったので壊されてしまって、今は駐車場になっています。倉庫だったところは裏側だったから表通りから見て目立つものではないですが、例えば民間が持っている三井物産のビル自体がなくなったら、あの通り自体も歴史を生かしたまちづくりの通りとしては価値が低くなってしまいうるか、全く違うものになってしまいます。でも、民間だから横浜市が買い取らない限りどうしようもない。倉庫が壊されたときに、歴史の先生方とかがいろいろ運動をしてくださいましたが、横浜市のほうも林前市長で、価値があるのは分かっているけれども、市としてそれだけの予算がないから買い取ることはできないという、にべもないお返事でした。生糸の港で、関東大震災のときに倉庫にあった莫大な価値のあった生糸が燃えなかったのも、それで復興なんかもできたのにと。生糸とうたう割にはその辺の歴史的認識がお粗末なのではないかと、私は個人的には思いました。

そういうふうな時代の変遷によって変わってきてしまって、ヨーロッパの街みたいにどうしてもこれは残していくとか、そういう考えは市民もないし、行政もないし、民間もないので、「歴史を生かした」とつけるのであれば、古いものも大切にしていこうということだと思います。市が50年いろいろやってきてくださったことは無駄ではなかったのですし、ちゃんと成果も上げていますが、もうなくなってしまう現状をどう維持して、これからどのようにしたいかという、その辺の市のポリシーみたいなものがあたら聞かせていただきたいです。

(国吉委員)

それも踏まえて質問です。鈴木委員からお話がありましたが、私も関わってきた人間としてあえて反論させていただきます。もともと横浜の歴史を生かしたまちづくりというのは、横浜市も財源がありませんので全部買い取っていくということでやったわけではなくて、歴史的な街並みとかそういうものが全国でなくなっていく中で、戦後、わずかでも残っている部分を多少でも景観として維持していく、新しい街並みの中で活用していくということで、単なる新しい街に変わったのではなくて、地域の歴史が感じられる街として都市デザイン的に生かしていこうというのが趣旨でした。それに対しても、歴史的建造物がこれだけ大事だということをちゃんと位置づけておかないと、多少でも、壁一枚残すのでも、価値が分からないとどんどん残していかなくなるので、そういうところからスタートしてきたわけです。高秀市長の時代に、幸い市長に買っていただいたという非常にラッキーなところはありますが、横浜市が財源を出して買うということは難しい状態です。そういう中で、一応横浜市としては柔軟な残し方というのも考えていたわけです。三井物産の場合は、全体を残せという運動になってしまったから潰れたのです。もともとは壁一枚残すという案もあったのですが、それは評価できないという市民運動になってしまったので、全部潰れてしまったみたいなことがあって、市が出せないときの民間の協力の仕方としての残し方というのは、もう少し柔軟にやらざるを得ないというのがありまして、その辺も含めたことで、でも、掲げてきたからこそ民間さんも、あるいは地域の方も、横浜の特性として経済効果もあるしいいねと言ってくださっているわけです。ですから、時代によって違うけれども、やはり旗は掲げ続けたほうが良いと。それによって、時代に対応した残し方というのはいろいろ変わってくる。今日は西村先生もいらっちゃって、その道の専門家ですが、いろいろ残し方があり、台北のように数十年かかってやっと門が復活してきたとか、長い間、考え方を継続することによって、あるチャンスのあるときに復活するとか、そういうこともあるわけです。

ですから、日本以外でも、日本でもあちこちでいろいろな事例があるし、そういうものも含めた情

報を、もう少しこういうやり方もあるねというのを出しながら、今、インターネットもありますので、Zoomとかオンラインでの広報とかで、横浜内部だけでやらなくて、海外の事例とか新しい流れなども共有しながら、都市における生活も含めた継承の仕方を再構築していくという議論はしてもいいのではないかと。西村先生の大学にも協力いただいてそれをやってもらうとか、そういうことも含めてもう一回論理を構築し直すというのも大事ななと思いました。

(西村会長)

やはりそれは横浜に対する愛情あふれた意見だと思いますが、恐らく今までの施策がなかったら、横浜の都心部はもっともっと無機質になっていたと思います。ここまでやってきたことは評価できると思いますので、ぜひその先に何ができるかというのを考えていただきたい。そんな熱い思いを持った市民の方もいらっしゃるということは、ぜひ忘れずにとしたいと思います。

ほか、何かありますでしょうか。それでは、今のような、いいことは言っているけど壊してきたじゃないかと、実力不足のところもあったのではないかとというのは、過去のレビューをもう一回含めてやっていただいて、また、現行法規でできないこともあるかもしれないので、そこをどのようにクリアするかという話とか、ビジネスとしてどのように活用できるかとか、所有主体によっていろいろ状況が違うということも踏まえて施策を練っていただければと思います。よろしくお願いします。

(4) 各部会の開催状況について

(西村会長)

それでは、各部会の開催状況についてです。前回132回の都市美対策審議会開催以降に開催された各部会の開催状況についての報告です。事務局から報告いただいて、その後、もし部会長のほうで補足があればしていただくということで進めたいと思います。よろしくお願いします。

議事4について、事務局から説明を行った。

(西村会長)

ありがとうございます。私は政策検討部会の部会長でもあるので、しかし、今の映像を見ると、先ほど議論したガイドラインは一体何だったのかと思いますが、ある意味、市が全体としてやることでナイトタイムエコノミーに貢献するというところでただし書きで例外的に認めたことになるという位置づけですね。それが一つと、もう一つ前の関内駅前地区の計画の件ですが、先ほど報告していただいたような形で進んでおります。一つ、部会で議論した中には、旧市庁舎街区の場合はエリアコンセプトブックというのがきちんと詳細にできていて、そもそもそれを守らないとプロポーザルで事業が取れないということもあったので効果もあったわけですが、民間街区であって、なおかつ、民間の事業者がやるということで、しかし、そこには何らかの形で我々としての地域の将来像みたいなものがないといけないのではないかと。ただ、エリアコンセプトブックみたいな形での強制力は持ち得ないけれども、協議の中でやっていったり、景観のアドバイザーの合意の中でやっていただくということで、そこまで精密ではないけれどもつくっていきこうということでやっている形になります。ですので、ある意味、民間がどこまでがうまくやれるものかということは今やっている最中であるということ若干付け加えておきたいと思います。

何かこの件に関しましてご質問等あればと思います。真田委員。

(真田委員)

創造的イルミネーション事業の令和3年度のイベントについての話で、結論のところ「報告を確認した」となっていますが、ナイトタイムエコノミーの活性化と言っているのに、それについての報告がないという話があって、それは結構重要なことかなと思いますので、今後も調査をちゃんとするということがないと、特例としていいのかどうかという話もできないので。

(西村会長)

その辺、具体的なレビューといえますか、何かあるのでしょうか。

(土師係長)

ナイトタイムエコノミーの効果につきましては、ホテルの宿泊数や来場者アンケートからデータは取っていくと、事業所管課である文化観光局創造都市推進課から聞いております。

(西村会長)

例外的なことを認めているわけですから、経済効果がどれぐらいと推計できたかみたいなものは知りたいですね。ぜひそれはまた、データが集まった段階で我々にもフィードバックしていただきたい

	<p>いと思います。よろしくお願ひします。ほか、何か。よろしいですか。そのほかの部会はこの間にはなしということですね。</p> <p>(土師係長) 本件のみでございます。</p> <p>(西村会長) 以上ですが、その他の件につきまして、事務局から何かありますでしょうか。</p> <p>(光田書記) 特にございませぬ。</p> <p>(西村会長) それでは、今日の審議内容につきまして、事務局から確認をお願いしたいと思います。</p> <p>(光田書記) 本日は、1件の審議、3件の報告事項がありました。議事(1)横浜市景観計画の変更につきましては、夜間の歩行者の安全性ですとか、今後、地域ごとの方針が必要ではないか等の意見を頂きました。今後、今日頂いた様々ご意見に留意して進めてほしいということで、今回、法定手続を進めていくということでご了解を頂きました。</p> <p>議事(2)都市デザイン50周年記念事業につきましては、これまでの50年の総括をきちんとしての上で、新たなグローバルな視点ですとか、最終的な未来のイメージを据えて進めていってほしいというご意見を頂きまして、それらを踏まえて進めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>議事(3)歴史を生かしたまちづくりビジョンの策定について、報告でしたが、これまでの取組があったはずなので、それらの評価と課題をしっかりと分析して、市としての方向性を出していってほしいという意見を頂きました。今日頂いた意見を踏まえて、進めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>最後に、議事(4)の各部会の開催状況につきましては、関内駅前地区の景観に関する考え方についての審議についてご報告させていただき、ヨルノヨにつきましては今年度のイベントについても映像でご報告させていただきましたが、審議会に経済効果のフィードバックをしっかりとっていくようにという大切なご意見を頂きましたので承りたいと思ひます。以上でございます。</p> <p>(西村会長) よろしいでしょうか。それでは、次回の審議会の日程等につきまして、事務局から何か報告はありませんか。</p> <p>(光田書記) 本日の議事録につきましては、会長の確認をいただき閲覧に供することとさせていただきます。</p> <p>次回の審議日程につきましては、詳細が決まり次第、追ってご連絡させていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(西村会長) これもちまして、第133回都市美対策審議会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第、審議会委員名簿、第132回議事録 【議事1】 ・ 資料1-1：横浜市景観計画等の変更について（審議） ・ 資料1-2：意見の要旨と景観行政団体（市）の見解 ・ 資料1-3：意見の要旨と横浜市の見解 ・ 資料1-4：新旧対照表（横浜市景観計画） ・ 資料1-5：新旧対照表（関内地区都市景観協議地区） ・ 資料1-6：新旧対照表（みなとみらい21中央地区都市景観協議地区） ・ 資料1-7：新旧対照表（みなとみらい21新港地区都市景観協議地区） 【議事2】 ・ 資料2：都市・横浜の「未来を描く」～都市デザイン50周年事業～ 【議事3】 ・ 資料3-1：歴史を生かしたまちづくりビジョンの策定について ・ 参考資料：歴史を生かしたまちづくりの展開（終了後回収） 【議事4】

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料４－１：第132回都市美対策審議会以降の各部会の開催状況（一覧） ・資料４－２：横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について（公開案件） ・資料政－１：関内駅前地区の景観に関する考え方について ・資料政－２：創造的イルミネーション事業 令和３年度のイベントについて ・資料政－３：創造的イルミネーション事業 令和４年度のイベントについて
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、会長が確認する。 ・次回開催の日程等は、別途個別に日程調整する。